

自し此迄修めたるは凡く半軟 出業名労働者聯盟

免除

三 不意の事情に起るる主従者間の労働者間の法定

主従協定の外労働者間の法定は法一から一六まで一級一級

業主十以上十以下の時労働者間の協定を旨と協定を旨とする法定は在り

之下一級あり

四月十日付

13.4.27
2/17

大ニ一階を定むる件

労働者不律を却て労働者間の協定を旨とする日本労働同盟は協

定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者

間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者

協定を旨とする

に

西暦一九二七年三月一日労働者間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者

間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者

間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者

間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者

間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者間の協定を旨とする労働者

財團協 周 會